

懲戒処分等の指針の一部改正について

H25.6.7

人 事 課

1 改正の趣旨

職員による不祥事や懲戒処分等の内容について、行政機関としての説明責任を果たし、より透明性の高い県行政を確立するため、懲戒処分前の公表について新たに規定するなど懲戒処分等の指針の一部を改正するものです。

2 改正のポイント

(1) 懲戒処分等時における公表は、すべて公表することとした点

被害者等が公表しないように求めている事案は公表しない旨の規定を削除し、懲戒処分は、すべて公表します。

ただし、わいせつ事件等被害者のある事案においては、被害者等の権利利益を保護するため、その理由を明確にした上で、被害者等の感情に十分配慮した内容で公表します。

(2) 懲戒処分前の公表に係る規定を追加した点

社会的影響が大きな事件については、懲戒処分を行う前であっても、事実を確認後、懲戒処分時に準じた内容及び方法で、速やかに公表します。

ただし、懲戒処分が行われていないことを勘案し、公表に際しては適切な措置を取るものとします。

3 施行日等

この指針は、平成 25 年 6 月 7 日から施行し、同日以後に処分対象となる非違行為について適用します。